

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人お金をまわそう基金（以下「この法人」という。）定款第12条及び第26条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (4) 交通費には、通勤手当、旅費、宿泊費及び手数料等の経費を含む。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は役員等の職務執行の対価としての報酬は支給しない。

(費 用)

第4条 この法人は、役員等がその職務の遂行に伴い発生する交通費について、請求があったときは遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 役員等には、職務の遂行に伴い発生する交通費を支給することができる。
- 3 交通費は、実費額とする。
- 4 役員の通勤交通費は、その勤務の実態に応じて支給することができる。

(改 廃)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の公益認定を受けた日から施行する。